

議案第 44 号

ひたちなか市市毛ハーモニーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市市毛ハーモニーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市市毛ハーモニーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市市毛ハーモニーセンター設置及び管理条例(平成6年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 もみじが丘アパートの住民及びその周囲の地域住民に相互交流及び活動の場を提供することにより、コミュニティの形成を図るとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、ひたちなか市市毛ハーモニーセンターを設置する。

第2条中「ひたちなか市ハーモニーセンター」を「ひたちなか市市毛ハーモニーセンター」に改め、「次の」の次に「表の」を加える。

第3条中「行うものとする」を「行う」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 高齢者の健康、福祉及び生活相談に関する事業

(2) センターの施設又は設備若しくは備品(以下「施設等」という。)の利用に関する事業

(3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

第4条から第8条までを次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(使用許可)

第5条 センターの施設等について、専用で使用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)に、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 専ら営利を目的とするおそれがあるとき。
 - (4) その他センターの管理上支障があるとき。
- (変更の許可)

第7条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第5条第2項及び前条の規定を準用する。
(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第10条を削り、第9条中「センターの」の次に「施設等の」を加え、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者又はセンターの施設等を使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又はセンターの施設等の使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条第2項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 当該使用が第6条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項に規定する措置によって生じた損害については、市は、その損害を賠償する責任を負わない。

第11条及び第12条を次のように改める。

(入場の制限)

第11条 市長は、次に掲げる者に対しては、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他センターの管理上支障があると認められる者

(原状回復)

第12条 センターを利用する者は、センターの施設等の利用が終了したとき、又

は第9条第1項に規定する措置のいずれかがとられたときは、直ちに、その利用した施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第13条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、センターの使用その他この条例」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(損害賠償)

第13条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 センターの管理を指定管理者が行う場合には、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) センターの使用許可に関する業務

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他センターの管理業務で、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条第2項、第5条第1項、同条第2項及び第6条(第7条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第1項、第9条、第11条並びに第12条ただし書の規定の適用については、これらの規定(第9条第2項を除く。)中「市長」とあり、及び第9条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前のひたちなか市市毛ハーモニーセンター設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のひたちなか市市毛ハーモニーセンター設置及び管理条例の規定によりなされたものとみなす。

旧	新	備考								
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、もみじが丘団地住民とその周囲の地域住民の相互交流及び活動の場を提供することにより、コミュニティの形成を図り、地域福祉の推進に寄与するため、ひたちなか市ハーモニーセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ひたちなか市ハーモニーセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 628 1077 751"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひたちなか市市毛ハーモニーセンター</td> <td>ひたちなか市大字市毛847番地の56</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 ひたちなか市市毛ハーモニーセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の健康、福祉及び生活相談に関すること。 (2) 高齢者の各種趣味及びサークル活動に関すること。 (3) センターの自主事業の運営に関すること。 (4) 地域コミュニティに関すること。 (5) その他目的達成に必要な事業 <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	名称	位置	ひたちなか市市毛ハーモニーセンター	ひたちなか市大字市毛847番地の56	<p>(設置)</p> <p>第1条 もみじが丘アパートの住民及びその周囲の地域住民に相互交流及び活動の場を提供することにより、コミュニティの形成を図るとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、ひたちなか市市毛ハーモニーセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ひたちなか市市毛ハーモニーセンターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1122 628 2040 751"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひたちなか市市毛ハーモニーセンター</td> <td>ひたちなか市大字市毛847番地の56</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 ひたちなか市市毛ハーモニーセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の健康、福祉及び生活相談に関する事業 (2) センターの施設又は設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の利用に関する事業 (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業 	名称	位置	ひたちなか市市毛ハーモニーセンター	ひたちなか市大字市毛847番地の56	
名称	位置									
ひたちなか市市毛ハーモニーセンター	ひたちなか市大字市毛847番地の56									
名称	位置									
ひたちなか市市毛ハーモニーセンター	ひたちなか市大字市毛847番地の56									

旧	新	備考
<p>(1) <u>第3条各号に掲げる事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>センターの利用の許可に関すること。</u></p> <p>(3) <u>センターの施設及び設備の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他センターの管理業務で、市長が必要と認めること。</u></p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 <u>センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前8時30分から午後9時まで</u></p> <p>(2) <u>休館日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>建物又は付属設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるほか、センターの利用が不相当と認められるとき。</u></p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 <u>センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前8時30分から午後9時まで</u></p> <p>(2) <u>休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 <u>センターの施設等について、専用で使用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)に、センターの管理上必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、使用許可をしないものとする。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>専ら営利を目的とするおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他センターの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(変更の許可)</p> <p>第7条 <u>使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければ</u></p>	

旧	新	備考
<p>(使用料) 第9条 センターの使用料は、無料とする。</p> <p>(利用許可の取消等) 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその責を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 第7条第2項の規定により、付した利用許可の条件に違反したとき。</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 前項の場合においては、第5条第2項及び前条の規定を準用する。</p> <p>(目的外使用等の禁止) 第8条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用許可の取消し等) 第9条 市長は、使用者又はセンターの施設等を使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又はセンターの施設等の使用を制限し、若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 第5条第2項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。 (3) 当該使用が第6条各号のいずれかに該当すると認められるとき。 (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。 (5) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する措置によって生じた損害については、市は、その損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>(使用料) 第10条 センターの施設等の使用料は、無料とする。</p>	

旧	新	備考
<p>(3) <u>第8条各号のいずれかに該当すると認めるとき。</u></p> <p>(4) <u>偽りその他不正な手段により、利用許可を受けたとき。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第11条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条 利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(入場の制限)</p> <p><u>第11条 市長は、次に掲げる者に対しては、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者</u></p> <p>(2) <u>センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者</u></p> <p>(3) <u>その他センターの管理上支障があると認められる者</u></p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第12条 センターを利用する者は、センターの施設等の利用が終了したとき、又は第9条第1項に規定する措置のいずれかがとられたときは、直ちに、その利用した施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第13条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第14条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第15条 センターの管理を指定管理者が行う場合には、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条各号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p>(2) <u>センターの使用許可に関する業務</u></p> <p>(3) <u>センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p>	

旧	新	備考
<p>(委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(4) <u>その他センターの管理業務で、市長が必要と認める業務</u> 2 <u>前項の場合における第4条第2項、第5条第1項、同条第2項及び第6条(第7条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第1項、第9条、第11条並びに第12条ただし書の規定の適用については、これらの規定(第9条第2項を除く。)中「市長」とあり、及び第9条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。</u></p> <p>(委任) 第16条 <u>この条例に定めるもののほか、センターの使用その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	